

入札監理小委員会における審議結果報告 「就労条件総合調査（厚生労働省）」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

就労条件総合調査における調査関係用品の印刷・配布（送付を含む。）、電子調査票の作成、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び調査対象企業名簿修正の業務

○事業期間

令和2年9月（契約締結後）から令和5年3月31日（第6期目）

○事業の目的

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としている。

(2) 選定の経緯

第3回統計調査分科会（平成19年6月7日開催）において、国が実施する統計調査について民間開放の検討を求めたところ、市場化テストの対象として自主的選定したもの。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

(1) 事業評価における「(5) 今後の方針」

「確保されるべき質において、有効回答率の目標とする水準を達成していないこと、疑義照会の際の未完了率において～（中略）～課題が認められ」、現行プロセスに戻し、継続することが妥当とされたところ。

(2) 評価において指摘された事項への対応方針

【指摘1】

① 「(1) 調査票の回収」について

目標の回収率までいったのは、「30人～99人」の階層のみにとどまっております。さらなる改善の必要があります。

② 「(3) 個票審査及び疑義照会の状況」について

数値は、全体の17%が未完了の状態であり、引き続き改善努力が必要

【対応1】

① 「(1) 調査票の回収」（目標とする有効回答率の設定の検討）について

上回ることとして設定した有効回答率の数値は、厚生労働省が直接実施していた平成20年調査（平成19年度調査）における有効回答率の数値（資料1-2 P17）であり、本数値は、前の事業者（平成26・27・28年度調査）が達成できていることを踏まえ、今回変更の必要はないと判断。今後、説明会等で、本基準を達成できるよう十分に説明して行く予定としている。

② 「(3) 個票審査及び疑義照会の状況」（原因分析）について

現在の事業者（平成29・30年度調査）と前の事業者（平成26・27・28年度調査）において、業務に対してどれくらいの従事者を投入したか（投入計画）を分析した結果、前の事業者では現在の事業者に比べ、実

績及び予定ともに、審査・疑義照会に対する投入が相当程度に手厚くなっている。(資料1-2 P49~51) 今回の実施要項では、未完了割合の低減に適切に対応し得る人員体制が整えられているかどうか、疑義照会方法について未完了割合を低下させるための工夫をしているかどうかについて、「評価項目一覧」で評価できるように対応している。(資料1-2 P41 項目番号: 5、26)

【指摘2】

○大規模企業の回収率が下がってきているという一般的な状況があるが、データの連続性について、問題ないか。

【対応2】

大規模企業(5,000人以上、1,000~4,999人)の有効回答率の分析を行った結果、前の事業者(平成26・27・28年度調査)は、大規模企業についても、上回る事として設定した有効回答率の数値(厚生労働省が直接実施していた平成20年調査における有効回答率の数値)を達成できているものの、現在の事業者(平成29・30年度調査)では、達成できていない状況にある。しかしながら、平成29・30年度調査では、平成20年調査に比べ大規模企業に対する調査客体数を増加させており、有効回答数(※)で見れば平成20年調査よりも多くなっており、調査結果、データの連続性への影響はほとんどないと考えている。

※平成20年調査: 5,000人以上178社、1,000~4,999人583社

平成29年度調査: 同200社、同586社

平成30年度調査: 同230社、同663社

なお、今回の実施要項では、有効回答率が相対的に低い大企業に対する督促方法を工夫しているかどうかについて、「評価項目一覧」で評価できるように対応している(資料1-2 P41 項目番号:31)。

3. 実施要項の審議結果について

- (1) 【論点】第4期、第5期(資料1-2 P49~51)において、「⑤督促」、「⑦審査・疑義照会」における投入人員を比較したとき、第5期の「⑦審査・疑義照会」は、第4期に比して大変少なくなっている。一方、「⑤督促」においては、逆の動きがみられるが、有効回答率を向上させるためには「⑤督促」より「⑦審査・疑義照会」の投入人員をより重要と考えているのか。
- (2) 【対応】有効回答率を効果的に向上させるには、「⑤督促」による回収数の向上だけでなく、企業から提出いただいた回答における未記入・誤記入等の不備事項に対する「⑦審査・疑義照会」を手厚く行い、提出いただいた回答を有効回答とすることが重要となる。厚生労働省としては、説明会で、「⑤督促」、「⑦審査・疑義照会」の体制を整えられるよう十分説明を行って行く。

4. パブリックコメントの対応について

令和元年12月19日(木)から令和2年1月8日(水)までに意見招請を行った結果、24通の意見があったところ、文言記載ぶりの修正のみであり、実質的に実施要項案を変更するような意見はなかった。